



# 島根県報

平成29年3月17日（金）

第2,886号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業計画の決定（2件）	（農 村 整 備 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示	（林 業 課）	2

### 【特定調達公告】

メール無害化システム構築運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（情 報 政 策 課）	4
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおけるリネン類賃貸借及び洗濯業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	4

### 【教委公告】

重要文化財出雲大社境内遺跡出土柱根（心御柱）複製品製作業務に係る提案競技の実施	（文 化 財 課）	5
---	-----------	---

### 【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	8
------------------------	-----------	---

**告 示****島根県告示第116号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
西谷堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

**島根県告示第117号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
波根地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**島根県告示第118号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、みーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成28年島根県告示第301号）は、廃止する。

平成29年 3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 補助金等の名称

みーもの森づくり事業費交付金

## 2 交付の目的

森林を保全する取組、森林資源の活用に関する取組及び森で学ぶ取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

## 3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び交付の限度額

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付の限度額
森を保全す	森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下	2分の1以内。ただし、次に掲げ	1申請につき

<p>る取組</p>	<p>草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。)、森づくり講座(森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。)、身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策、森林・都市交流活動(森林にふれあう機会を創出する取組をいう。)、みーもの森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組の継続実施(継続事業)及び再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動(継続事業)</p>	<p>る経費については、10分の10以内とする。 (1) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費(用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。) (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料</p>	<p>2,000,000円とする。ただし、継続事業については、50,000円(植栽後の下刈り及び竹林伐採後の管理にあつては、200,000円)とする。</p>
<p>森を利用する取組</p>	<p>木材利用(公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場合において県産の木材、木材製品等を利用する取組をいう。)、木質バイオマス利用(公共の施設、商店街等において木質バイオマスを利用する取組をいう。)、木の利用講座(木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。)、竹を利用する取組及びみーもの森づくり事業で取り組んだ森を利用する取組の継続実施(継続事業)</p>	<p>2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 県産の木材代 (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料</p>	
<p>森で学ぶ取組(みーものスクール)</p>	<p>小中学校と連携して授業の中で継続的に(3回以上)行う森林環境学習活動</p>	<p>2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 講師謝金、旅費及びスタッフの賃金 (2) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費(用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。) (3) 資材・参加者等を活動場所まで運ぶ経費</p>	<p>1校につき400,000円とする。</p>

4 交付対象者

市町村、自治会、森林組合、林業事業体、特定非営利活動法人、施設管理者、企業その他の団体

5 その他

知事に提出する書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は各農林振興センター各地域事務所(以下「地方機関」という。)を経由して農林水産部林業課に提出すること。ただし、実施場所が複数の地方機関の管轄区域にまたがる場合は、直接農林水産部林業課に提出すること。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年3月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

メール無害化システム構築運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年1月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

EMJしまねセキュリテイクラウド共同企業体 代表構成員 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 取締役  
社長 熊谷 鋭 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号 NHK広島放送センタービル

5 随意契約に係る契約金額

30,740,152円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年3月17日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 件名及び数量

リネン類賃貸借及び洗濯業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成29年2月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社岩多屋 代表取締役 岩谷 一賢 浜田市浅井町87番地2

5 落札金額

324,428,090円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成28年12月26日

## 教 育 委 員 会 公 告

重要文化財出雲大社境内遺跡出土柱根（心御柱）複製品製作業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 3月17日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

### 1 提案競技に付する事項

#### (1) 名称

重要文化財 出雲大社境内遺跡出土柱根（心御柱）複製品製作業務

#### (2) 仕様

別に定める業務仕様書による。

#### (3) 期間

契約日から平成31年11月29日まで

#### (4) 提案価格の上限額

45,419千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

### 3 提案競技実施要綱の配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

平成29年 3月17日（金）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

### 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- (1) 提案競技参加申請書 1部
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (3) 個人にあっては、運転免許証等の身分証明書の写し 1部
- (4) 個人にあっては、誓約書 1部
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を一切行っていない旨及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営若しくは運営に関与していない旨の誓約書 1部
- (6) 島根県税を滞納していない旨の証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）（島根県内の本社・営業所等の有無にかかわらず提出すること。） 1部
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (8) 印鑑証明書（原本） 1部
- (9) 委任状（権限を委任する場合） 1部
- (10) 企画提案書 8部
- (11) 企業・団体概要 1部

ただし、島根県の競争入札に係る平成28年入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類の提出期限日に有効な入札参加資格審査結果通知書（県総務事務センターが通知したもの）の写しの提出により(2)から(9)までの書類の提出を省略できる。

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

### (1) 提出方法

郵送又は持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）による。

### (2) 提出期限

平成29年4月25日（火）午後5時まで（郵送の場合は、書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

### (3) 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

電話 0853-53-8600 ファックス 0853-53-5350 電子メール rekihaku@pref.shimane.lg.jp

## 6 提案競技に係る質問書

### (1) 質問は、提出期限までに質問書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。

ただし、その場合は、到達を電話により確認すること。）。

### (2) 提出期限

平成29年4月4日（火）午後5時まで

### (3) 提出先

5の(3)に同じ。

### (4) 質問に対する回答は、平成29年4月10日（月）までに、提案競技実施要綱受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 7 選定方法

### (1) 重要文化財 出雲大社境内遺跡出土柱根（心御柱）複製品製作業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

### (2) 提出書類により参加資格及び提案内容を書類審査した後、プレゼンテーションの対象者を決定する。

### (3) プレゼンテーションは、平成29年5月中旬を予定しているが、詳細な日時及び場所については、該当者に別途通知する。

(4) 評価は、提出書類及びプレゼンテーションの内容について、以下のアからエまでの観点を特に考慮の上、行う。

ア 提案内容の実現性・安全性

完成度が高く実現可能な複製品の製作方法の提案、製作過程における複製元となる原資料の安全性の確保等

イ 事業者の専門性及び人員・組織体制

当該業務について熟練した技術を有すること、業務の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること等

ウ 国指定有形文化財の複製品製作実績

特に、全高あるいは全幅が1.2m以上の木製品複製の実績

エ 提案価格

全体コストの抑制、提案内容に対する価格の妥当性

(5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者全員に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 提出した書類に不備があり、県が示した日時までに補正を行わないとき。
- (3) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

事業予定者と契約締結の交渉の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。なお、事業予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

事業予定者から業務実施計画書及び見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

事業予定者と協議の上定める。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。

11 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured : Producing of replicas of pillars of main building of Izumo grand shrine unearthed from the Izumo grand shrine precinct

(2) Delivery period : 29 November 2019

(3) Delivery place : Shimane Museum of Ancient Izumo

(4) Deadline for submission of Proposal documents : 17 : 00 25 April 2017 (Applications via mail must be received at the above office by 17 : 00 on the same day)

(5) For the further details contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kitsuki-higashi Izumo City, Shimane Pref, 699-0701, Japan

Tel 0853-53-8600

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

島根県公安委員会委員長 堀 江 正 俊

### 島根県公安委員会規則第5号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) タンデム車（2人用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。